

# 消費税の総額表示の考え方と対応について

## 総額表示への対応

消費税法の改正により、平成16年4月1日から自動車を含む全ての商品・サービスについてあらかじめ価格を表示する際に、消費税を含めた金額を表示することが義務付けられました。これに伴い、**当協議会では公正競争規約の施行規則を改正しました**（平成16年4月1日施行）。

## 価格表示の考え方

### 店頭展示車、広告等の表示

店頭展示車、新聞・雑誌・インターネット等の広告において販売価格を表示する場合には、消費税を含めた価格を表示し、併せて「**価格には保険料、税金（消費税を除く）、登録等に伴う費用等は含まれていない旨**」を付記して下さい。

### 注文書等の表示

注文書や見積書等については、システムや書式等の変更が必要になるため、**当面は**従来通りの表示（外税表示）でも差支えありませんが、今後、自動車リサイクル法（平成17年1月施行予定）への対応を含め、注文書（見積書）のシステムや書式等を見直す際に、順次総額表示に切り替えて下さい。

### 【主な表示方法】

- 現金販売価格 105万円（本体価格100万円、消費税5万円）
- 現金販売価格 105万円（消費税抜き本体価格100万円）
- 現金販売価格 105万円（うち消費税5万円を含む）
- 現金販売価格 105万円（消費税込み）
- 現金販売価格 105万円

**新車の販売価格を表示する場合は、「車両本体価格」等の名称で表示**

総額表示が定着するまでは ~ の表示を行って下さい。

いずれの場合も「**価格には保険料、税金（消費税を除く）、登録等に伴う費用等は含まれていない旨**」を付記して下さい。

**具体的な表示例は、当協議会作成の『消費税の総額表示に関するマニュアル』を参照して下さい。**

## 注意点

税抜き価格が、あたかも消費税込みの価格であるかのように誤認されるおそれがある表示は行わないで下さい。

- ・現金販売価格 100万円（消費税込み105万円）
- ・**現金販売価格 100万円**（消費税込み105万円）
- ・現金販売価格 105万円（**消費税抜き価格100万円**）
- ・現金販売価格 105万円（**消費税抜き価格100万円**）



### Point!

総額表示がメインとなるような表示を行って下さい。

次のような表示は総額表示には該当しません。

- ・現金販売価格 100万円 + 消費税
- ・現金販売価格 100万円 + 消費税5万円
- ・現金販売価格 100万円（税抜き）

税込価格を表示しているのに別途消費税を請求したり、価格を安く見せるために税抜価格を表示し別途消費税を請求する場合は**不当表示**に該当します。詳細は、『消費税の総額表示に関するマニュアル』をご覧ください。

『消費税の総額表示に関するマニュアル』〔1部（10分）80円・送料別〕のお申し込みは、  
(社)自動車公正取引協議会

TEL.03-3265-7975 FAX.03-3265-7978

[info@aftc.or.jp](mailto:info@aftc.or.jp)